

## 「ドクターショートサポートバンク」について

庭山昌明

近年、医師不足及び医師の偏在等が全国的な問題となってきたが、一昔前には医師過剰と言われていた時期もあり、国の政策的にも医学部の定員減をはじめ、医師の専門化志向や患者の大病院志向、病院や休日・急患診療所のコンビニ化など、様々な要因が挙げられる。そこに新医師臨床研修制度が始まったことで、これまでの大学医局からの派遣という形態も維持することが難しくなってきた。

県内の病院でもへき地に限らず、各診療科の常勤医が1～2名であるところが多く、県内のほとんどの病院勤務医は日常の外来診療や入院患者の管理の他、地域の救急医療を確保するために夜間当直もこなして、翌日の診療にあたることも少なくない。また、日常の診療の他、学校医や産業医、予防接種など地域の保健事業を一手に引き受けているなど、特にへき地の医師は休むこともままならない状態である。

本会ではドクターバンクを平成10年7月から開設しているが、ほとんどの求人は常勤医を希望していることもあって、これまで成立が27件となっている。これが多いか少ないかは別として、とにかく特にへき地の医師は休むこともできずに疲弊しているのが現状であり、これがへき地の医師の退職につながっているといった要因にもなっている。また、本会のへき地医療対策委員会でもへき地の診療所では1人でほとんどを賄っているために、休診にしてもそこから離れることができないというような発言もあった。学会への出席や、例え1日でもリフレッシュするための休暇も簡単には取れないということであったことから、本会会報に毎月掲載しているドクターバンクの求人・求職情報に併せて、H16.5月号からへき地医療支援のための医師を募集しているが、思うような効果は上がっていない。

本会ではこのような現状を鑑み、へき地の診療所医師や病院勤務医からの休養や学会出張等に対応する目的で、予め派遣可能な医師を「ドクタープール」として確保しておいて、数日間の代診を求められた際に必要に応じて派遣することをシステム化できないものかと、県福祉保健部とも検討を重ねていたところである。この「ドクタープール」には、開業医や退職した医師で非常勤として勤務してもよいとか、開業医の先生方でも土日のみ対応可能な方を予め勤務条件等を含めて支援医師として登録させてもらおうというものがある。幸いにも県福祉保健部でも医師確保・へき地対策の一環で、今年度から「勤務医ショートサポート事業」を新規補助事業として予算化していただいたこともあり、本会として「ドクターショートサポートバンク」を今年度から開設する運びとなった。また、支援医師として「ドクタープール」へ登録していただくに際して、一旦臨床から離れている先生方に対してご希望により再研修を受けられるような体制も予定している等、細部について検討すべき事項も多いが、今年度のできるだけ早い時期にスタートしたいと考えている。

繰り返しになるが、厳しい勤務環境から勤務医の先生方の退職が続き、病院はさらに厳しくなるといった現在の悪循環を打破しなければならない。近年、特に市街地周辺で住居とは全く離れたところで開業されるケースも増えてきており、患者に救急時の対応とし

て連絡先を伝えているところもあるが、休日、夜間等は不在で一次救急医療を病院に任せきりになっている場合も少なくないのではと思われる。診療所に対応できる医療には限界もあるため一概には言えないが、開業医もかかりつけ患者について責任を持って、一次救急医療としてできる限りの対処をすることが必要であることは言うまでもない。また、患者側の意識改革を促すような取り組みも必要で、急患とは言えない患者の時間外や休日に受診するいわゆるコンビニ化受診や、開業医が在宅当番をやっていても敢えて病院へ受診するといったケースもあるという。地域全体で考えていただけるような住民参加のイベントも既にいくつかの地域で開催されているようである。それと医師不足に関連して小児救急医療も常に問題となるが、一次救急について地域の小児科医師がローテーションを組むことで休日、急患診療所の開設した例や、病院の一角に休日・急患診療所を設置して、開業医を中心に小児科以外の医師も参加した休日、夜間等の当番制など、地域の実情に応じて既にいくつかの地域で対応がなされてきている。

いずれにしても、県内の医師数が急に増えるということはありません。勤務医と開業医はもとより、診療科をも問わず、医師が一丸となって協力して行くことしかないとと思われる。本会としても、この「ドクターショートサポートバンク」を運用して行くことにより、軌道に乗れば県下全域を対象とすることとして、当面はへき地に勤務されている先生方を中心に、休養や学会出張などをできるだけサポートできるよう、医師会全体として取り組んでいきたいと考えている。また、支援医師の募集方法等は改めてご案内させていただくこととするが、本事業を成功させるためには、多くの会員の先生方から「ドクタープール」へ登録していただくことが必要であり、本事業に対してご理解とご協力をお願いしたい。

( 県医理事 )

## 新潟県ドクターショートサポートバンク事業概要

ドクターショートサポートバンク（以下「バンク」という）は、へき地及びそれに準ずる地域の病院及び診療所を優先とし、県内のすべての病院及び診療所（以下「医療機関」という）に勤務する医師が、出張等により不在となる期間について地域医療を支援し勤務医の負担軽減を図るため支援を行う開業医、退職医師等（以下「支援医師」という）を登録し、要請情報の提供や派遣の調整を行う。

- ・新潟県医師会が医療従事者を対象に職業安定法に基づく無料職業紹介所として厚生労働大臣から許可を受けて実施する。
- ・医療機関や支援医師から手数料・紹介料等の負担は求めない。
- ・バンクが報酬や勤務時間、医師賠償責任保険の有無など契約内容・条件について、支援医師と医療機関のマッチングを行う。
- ・診療行為は、自由意思により支援医師と医療機関の間で締結される契約に基づき行う。支援医師とバンクとの間に雇用関係はなく、また、バンクが支援医師に診療を強要しない。

### 【業務の流れ】

支援医師がバンクに登録

- ・連絡先、職歴、専門科目、希望内容（時期、圏域、報酬等）をバンクに登録  
医療機関が所属する都市医師会を通じバンクに支援要請
- ・医療機関概要、要請内容（時期、診療科目、報酬等）をバンクに登録  
バンクが医療機関からの要請情報と支援医師の登録情報をマッチング
- ・要請情報に該当する支援医師に要請内容を連絡
- ・支援医師へ連絡した状況を踏まえ、都市医師会を通じ医療機関に支援医師の氏名、所属等を通知  
医療機関と支援医師の間で条件等の細部を検討
- ・医療機関から条件や現状などの情報を支援医師に十分説明  
雇用関係が成立したときは、医療機関及び支援医師の双方からバンクに連絡
- ・医療機関は、所属する都市医師会を通じてバンクに連絡

### 【県が負担する費用】 平成19年度当初予算

新潟県医師会が実施運営に要する次の費用を負担する。

事務費の一部

研修費

- ・支援医師（退職医師等）に対する再教育に必要な研修費用

【支援を受ける医療機関が負担する費用】

支援医師の雇用の際に必要な費用を負担する。

報酬

支援医師の診療に対する報酬

旅費

支援医師が支援を受ける医療機関までの往復に必要な旅費

支援医師への補償

医療事故補償（支援医師が、医療事故により負担する賠償責任を補償）

|            | 補償内容         | 保険金額     |          |
|------------|--------------|----------|----------|
|            |              | 対人1事故につき | 対人1年間につき |
| 医療施設賠償責任保険 | 医療施設の賠償責任を補償 | 1億円      | 3億円      |
| 勤務医賠償責任保険  | 医師個人の賠償責任を補償 | 1億円      | 3億円      |

通勤災害等（補償支援医師が通勤途上の事故等により負傷した場合に補償）

|      | 死亡・後遺傷害 | 保険金額    |         |
|------|---------|---------|---------|
|      |         | 入院1日につき | 通院1日につき |
| ランクA | 5,000万円 | 15,000円 | 10,000円 |
| ランクB | 3,000万円 | 10,000円 | 6,000円  |
| ランクC | 1,000万円 | 5,000円  | 3,000円  |

その他

上記に定める費用の他、支援医師との雇用契約の際に必要なと認められた費用

# ドクターショートサポートバンク イメージ図

